主 対

原判決を破棄する。

被告人を公文書偽造の罪につき懲役六月に、偽造公文書行使の罪及び道路交通法違反の罪につき懲役壱年に処する。

但し、本裁判確定の日から参年間右各刑の執行を猶予する。

押収にかかる自動車運転免許証一通(当庁昭和四〇年押八二九号の1)

中の偽造部分はこれを没収する。

原審並びに当審における訴訟費用は全部被告人の負担とする。

本件控訴の趣意は、東京高等検察庁検事横溝準之助提出の控訴趣意書に記載されたとおりであるから、ここにこれを引用し、これに対し次のように判断する。 控訴趣意第一点について。

論旨は、通常の場合文書偽造行為とその偽造文書行使行為とは牽連犯の関係にあり、科刑上一罪として取り扱われるが、被告人の原判示第一の所為中自動車運転免許証偽造と該偽造免許証行使の間に被告人に対する確定裁判が介在しており、かかる場合、確定裁判前後の両行為は、その確定裁判によつて牽連関係が遮断され、各別個独立の罪としてこれを処断するのを相当とするから、原判決が右偽造行為と行使行為とを牽連犯と認め一罪として処断したのは、法令の適用を誤つたものであるというに帰する。

よつて、審按するに、原判決の認定するところによれば、被告人の原判示第一の所為中自動車運転免許証偽造は昭和三十九年九月四日の犯行であり、該偽造免許証行使は昭和四十年六月十七日の犯行であるが、原審で証拠調を経た交通事件原票によると、被告人は、昭和四十年三月十九日横浜西簡易裁判所において道路交通法違反の罪により罰金四千円に処せられ、右裁判は同年四月三日確定したことが明らかであるから、右偽造行為と行使行為との間に確定裁判が介在しているわけである。

公文書偽造行為と該偽造公文書行為とは、牽連犯の関係にあり、科刑上一罪として取り扱われる。ところで、牽連犯は、競合犯の一態様であり、実質的によるで、牽連犯は、競合犯の一態様であるにかからにするであるにかかれる関係であるにかが他方の手段又は結果となるという経験上の類型的関係がある罪質した場合において数罪を犯した場合は、全く関係のない独立の数罪を犯した場合において対解の事において数罪を犯した場合は、全く関係のない独立の数罪を犯した場合において対解の事においても、全く関係のない。当該犯を犯してものが他方の者においても、一方の構成要件が他方のそれに該当するとすると、これを一まとしての単一性が認めるとのを通常とよるもしておりにあるとのを通常として処断すると、にい罪がない。と認めたことにあるものと解される(昭和三二年七月一八日同第一小法廷判決、刑集三巻一二号二〇五三頁及び昭和三二年七月一八日同第一小法廷判決、刑集三巻一二号二〇五三頁参照)。

しかしながら、本来牽連犯たるべき手段たる行為と結果たる行為との間に別まによる確定裁判が介在する場(要旨)合には、叙上の趣旨はもはや妥当しないも確定表えられる。すなわち、犯人が手段たる行為を行つた後、別罪に</要告〉よる確されるであって、犯人が手段たる行為を行つた後、別罪に</要告〉よる確されるであって、犯人が手段たる行為を行った後、別罪に</p>
のであつて、それにもかかわらず犯人があえて結果たる行為を行った場合にもであるによるであるにおいては、形式的には類型的関係がなお前合においても、構成要件的評価の面においてもうべきであるにおいても、は、ほとんど失われたものというべきしてのありまである。叙上の見解は、ほとんど失われたものというべきしたの間はないである。叙上の見解は、ほとんど失われたものというであります。といて、おいて、おいであるではないとしてのよいである。おいであるではないとしたの問題を表示である。されば、原判決が原判示第一の自動車運転免許わらないと対象が原料である。されば、原判決が原判示第一の自動車運転免許わらないと対象によいである。その余の控訴を連犯であるとし一罪として処断したのは、法令の適用に誤ったものであるがある。その余の控訴を関助するまでもなく、原判決は右の点において破棄を免れない。論旨は理由がある。

(その余の判決は省略する。) (裁判長判事 坂間孝司 判事 栗田正 判事 有路不二男)